

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案要綱

第一　家畜の伝染性疾病の名称の変更

「水胞性口炎」、「ブルセラ病」、「結核病」、「ピロプラズマ病」、「アナプラズマ病」、「豚水胞病」及び「家きんサルモネラ感染症」の名称を、それぞれ「水疱性口内炎」、「ブルセラ症」、「結核」、「ピロプラズマ症」、「アナプラズマ症」、「豚水疱病」及び「家きんサルモネラ症」に変更するものとすること。

(第二条第一項の表、第十七条第一項、第二十一条第一項等関係)

第二　家畜の所有者、国及び地方公共団体並びに関連事業者の責務の明確化

家畜の所有者、国及び地方公共団体並びに関連事業者の責務を規定するものとすること。

(第二条の二から第二条の四まで関係)

第三　飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充

一　衛生管理区域に入る者にのみ又は汚染された畜舎・倉庫等から出る者にのみ課されている消毒義務を、当該施設どちらも出入りする者に課すよう措置するものとすること。

(第八条の二、第二十八条等関係)

二 飼養衛生管理基準に定める事項を明確化するものとすること。

(第十二条の三第二項関係)

三 家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、当該家畜の飼養を行う者その他当該衛生管理区域に出入りする者の管理等を行う飼養衛生管理者を選任しなければならないものとすること。

(第十二条の三の二関係)

四 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準に基づく都道府県知事による指導等についての指針を策定し、都道府県知事は、当該指針に即して、当該都道府県における具体的な指導等の実施に関する計画を策定するものとすること。

(第十二条の三の三及び第十二条の三の四関係)

五 都道府県知事による飼養衛生管理基準の遵守に係る指導・助言、勧告又は命令は、四の計画に即して、農林水産省令で定める方法により行うものとすること。

(第十二条の五並びに第十二条の六第一項及び第二項関係)

六 都道府県知事は、飼養衛生管理基準の遵守に係る命令を受けた者が、正当な理由がなくてその命令に従わなかつたときは、その旨を公表することができるものとすること。

(第十二条の六第三項関係)

七　国は、都道府県における飼養衛生管理の状況等について、積極的に公表することができるものとすること。

(第十二条の七関係)

第四　家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延防止措置の法への位置付け

一　特定家畜伝染病防疫指針に記載する内容に、家畜以外の動物における牛痘、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散の防止のための措置を追加するものとすること。　(第三条の二第一項関係)

二　都道府県知事は、衛生管理区域周辺以外の場所において家畜以外の動物が牛痘、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザにかかることがあることが発見された場合にも、当該動物がいた場所等の消毒のほか、必要な限度において期間を定め、当該場所とその他の場所との通行の制限又は遮断ができるものとすること。　(第二十五条の二関係)

三　現行のまん延防止措置のうち、倉庫等の消毒、家畜等の移動制限等の規定の要件に、家畜以外の動物における牛痘、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散の防止を追加するものとすること。

（第二十六条第一項及び第二十八条の二第二項関係）

四 都道府県知事は、家畜以外の動物における牛痘、牛肺疫、口蹄疫^{てい}、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するため、当該都道府県の職員に、当該動物の検査、注射、薬浴又は投薬を行わせることができるものとするとともに、国は、当該検査、注射、薬浴又は投薬に要した費用等の二分の一又は全額を負担するものとすること。

（第三十一条第二項及び第六十条第一項関係）

五 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延（家畜以外の動物における牛痘、牛肺疫、口蹄疫^{てい}、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を含む。六において同じ。）を防止するため、家畜の所有者に対し、指導及び助言を経ないで、衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法等について改善すべきことを勧告し、及び命令することができるものとすること。

（第三十四条の二関係）

六 農林水産大臣は、家畜伝染病のまん延を防止するため、都道府県知事に対し、第十二条の四第一項の規定による報告（家畜の所有者の都道府県知事に対する家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する定期

の報告)に係る資料の提出を求めることができるものとすること。

(第三十四条の三関係)

七 農林水産大臣の都道府県知事に対する指示の対象となる措置に、一、四及び五の措置等を追加するものとすること。

(第四十七条関係)

第五 予防的殺処分の対象疾病の拡大

患畜又は疑似患畜以外の家畜の殺処分の対象疾病にアフリカ豚熱を追加するとともに、家畜以外の動物が口蹄疫^{てい}又はアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合にも、当該殺処分を実施することができるものとすること。

(第十七条の二第一項から第三項まで関係)

第六 家畜防疫官等の権限の強化

一 家畜防疫官は、入国者及び出国者の携帶品中の指定検疫物等の有無について質問するとともに、検査を行うことができるものとすること。

(第四十条第五項及び第四十五条第五項関係)

二 家畜防疫官は、輸出入検疫の結果、輸出入検疫に係る規定に違反している事実があると認めるときは、当該物品を廃棄することができるものとすること。

(第四十六条第四項関係)

三 家畜防疫官が行う要消毒物品の有無についての質問及び検査並びに要消毒物品の消毒について、出国

者に対しても行うことができるものとすること。 （第四十六条の二第二項及び第四十六条の三関係）

四 動物検疫所長は、輸出入検疫等の事務を円滑に行うため必要があるときは、船舶又は航空機の所有者等に対し、必要な協力を求めるができるるものとすること。 （第四十六条の四第一項関係）

第七 罰則の強化

一 輸出入検疫に係る違反及び患畜等の届出義務違反に係る罰金を「百万円以下」から「三百万円以下」に引き上げるものとすること。 （第六十三条関係）

二 飼養衛生管理基準の遵守に係る命令違反に係る罰金を「三十万円以下」から「百万円以下」に引き上げるものとすること。 （第六十六条関係）

三 法人の代表者等が一の違反に係る行為をした場合におけるその法人に対する罰金を「百万円以下」から「五千万円以下」に引き上げるものとすること。 （第六十九条関係）

四 家畜の所有者の都道府県知事に対する家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する定期の報告違反に係る過料を「十万円以下」から「三十万円以下」に引き上げるものとすること。 （第七十条関係）

第八 アフリカ豚熱に関する特例の削除

アフリカ豚熱に関する特例に係る規定を削ること。（原始附則第五条から第十条まで関係）

第九　その他

その他の規定について所要の整備を行うものとすること。

第十　施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、第二については公布の日から、第三の四については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、第四の四については令和三年四月一日からそれぞれ施行するものとすること。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第二条から第九条まで関係）